

個人情報ファイル簿		
作成年月日（修正した場合にあっては、直近の修正年月日）		令和5年4月1日
個人情報ファイルの名称		交通反則通告システムファイル
行政機関等の名称		和歌山県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		交通部交通指導課
個人情報ファイルの利用目的		交通反則事件の一括管理、反則金の納付の有無照合及び通告業務のほか、不納付者出頭時における各署からの納付状況照会に利用する。
記録項目		1. 告知書番号 2. 状態 3. 氏名 4. 呼び名 5. 住所 6. 生年月日 7. 免許番号 8. 管轄署 9. 違反情報 10. 納付情報 11. 交付・送付通告情報 12. 返戻情報 13. 是正情報 14. 終了結果情報 15. 特例認定・送致・指示情報
記録範囲		反則行為者本人
記録情報の収集方法		告知済反則切符（交通事件原票等）の記載内容等を抽出
要配慮個人情報		☒ 含まれる。 ☐ 含まれない。
記録情報の経常的提供先		—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地		（名 称）和歌山県警察本部情報公開コーナー
		（所在地）和歌山市小松原通一丁目 1 番地 1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		—
個人情報ファイルの種別		☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無
		☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル		☐ 該当する。 ☒ 該当しない。
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		—
行政機関等匿名加工情報の概要	行政機関等匿名加工情報の本人の数	—

	行政機関等匿名加工 情報に含まれる情報 の項目	
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案を受ける組織の名称及び所 在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に 関する提案をすることができる期間	—	
備 考	行政機関等匿名加工情報の提案を募集する個人情報 ファイルに該当しない理由について、本ファイルはシス テム上にある個人情報ファイルであって、当該システム から情報を抽出するには専門的技術を要するものであ り、行政の適正かつ円滑な運営に支障のない範囲内で加 工ができないため。	